

大阪柔整だより

◇ 違法広告は 3 月までに改善を！ ◇

昨年 3 月に療養費適正化理念を発表して以来、会員の先生方に違法広告(違法看板・違法チラシ)の改善を目標として掲げた平成 29 年 3 月末が近づいております。

趣旨をご理解いただいた会員の先生からは、改善の報告もいただいておりますが、未改善の先生もおられるという現状であります。

- ・現状の看板で良いのか知りたい。
- ・どのように修正したら良いか教えて欲しい。
- ・看板を修正する際の見積もり業者、施工業者を紹介して欲しい。

などのご相談がございましたら、本会事務局までご連絡いただければ対応させていただきます。

これまで現状の看板・広告チラシが違法でないか判断していただくために、柔道整復師法第 24 条「広告の制限」について広報してまいりましたが、今回はどのような場合に医療広告となるか、医療広告の定義について確認していただきたいと思っております。

「医療広告の定義」

- ① 誘因性 (患者の受診等を誘引する意図があること)
- ② 特定性 (施術を提供する者の氏名、施術所の名称が特定可能であること)
- ③ 認知性 (一般人・不特定多数に認知できる状態にあること)

これら①～③の要件をすべて満たす場合は医療広告に該当すると判断されます。

以上のことを念頭に置き、広告の参考にさせていただきたいと思っております。

また、平成 28 年 6 月 29 日付で厚生労働省より、柔道整復師法に関する広告し得る事項に「施術所の開設届を各都道府県知事に届出をした旨を追加する。」との告示通知が出されました。

このことを受け、大阪府は本年 5 月頃を目処に開設届出済証(ステッカー)のようなものを発行するため、各保健所と協議中のようであります。

次頁へ続く

前頁より

併せて広告し得る事項の追加の告示通知の中で「第三 その他」に「法及び告示に定める事項以外の事項を広告している場合又は広告の内容が柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたっている場合には、法に違反するものであることから、違法広告を行っている施術所の開設者に対する指導等の徹底を図られたい。」と記載されており、今後、違法広告に対してより一層厳しい指導が強化されるものと想定されますので違法広告の改善の余地がある先生は早急に対応をお願いします。

療養費適正化理念に関しては、行政、保険者、有識者に一定の評価を得ておりますが業界の信頼回復、我々社団の更なる評価にはこれからの進捗状況に掛かっております。

大阪社団としましては引き続き、療養費適正化理念を遂行していく所存ですので今後ともご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事

介護保険のコラム Vol.24

～医療費との合算も可能？払い戻しが受けられる高額介護サービス費とは？ その3～

前回に引き続き、高額介護サービス費について見ていきたいと思います。

・市町村から届く高額介護サービス費の申請用紙

高額介護サービス費に該当すると、居住する市町村から高額介護サービス費の申請用紙が届きます。健康保険の高額療養費制度と違い、利用者本人が計算する必要はありません。

申請用紙が届いた場合は、口座番号など必要事項を記入して提出します。

なお、高額介護サービス費に該当し、申請用紙が届かない場合は、念のため市町村の担当窓口へのお問い合わせをおすすめします。

・医療費との合算も可能

医療と介護は切っても切れない関係にあることから、医療費・介護費ともに高額になるケースも想定できます。1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に自己負担した健康保険と介護保険の合計が指定の上限を超えた場合は、超過分を払い戻してもらえる「高額医療・高額介護合算療養費制度」を利用することができます。

高額医療・高額介護合算療養費制度 自己負担限度額

所得区分	医療制度上の世帯		
	70歳未満	70～74歳	75歳以上
現役並み所得者 上位所得者	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
住民税 非課税者	低所得Ⅱ 低所得Ⅰ	31万円	
		19万円	

例えば、70～74歳の一般所得世帯で、夫の医療費が40万円、妻の介護費が50万円の場合、制度を利用しなければ支払い額は90万円ですが、利用すると限度額の56万円を差し引いた34万円が払い戻されることとなります。

・さいごに

高額介護サービス費は市町村から申請用紙が届くとはいえ、制度の内容を理解しているのと理解していないのでは大きな違いがあります。医療費との合算もできるなど、利用しないと支払額が多くなる場合もあるので、可能な限り把握しておく必要があります。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

～適正化の取組みが『週刊 社会保障』に掲載～

厚生行政に関する情報を幅広く取扱い、医療保険関係者、行政担当者にとって必読の雑誌として知られる『週刊 社会保障』の 3 月 13 日号に「柔整・あはき療養費の適正化に向けた取組み」と題した特集が生まれ、本会が推進する療養費適正化理念や、その取組みについて徳山会長が取材を受けた記事が 8 ページに渡り掲載されました。

*** 大阪建設国民健康保険組合被保険者証の更新について ***

- ・保険証の色調：ブルー
 - ・記号番号：建国2桁－5桁数字
 - ・交付年月日：平成29年4月1日
 - ・有効期限：平成30年3月31日
- ※75歳になる場合は誕生日の前日まで

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
中越運送健康保険組合 06150411	解散	全国健康保険協会 新潟支部 01150010	H29年4月1日
神戸屋健康保険組合 06272991	解散	全国健康保険協会 各都道府県支部	H29年4月1日
法務省共済組合 福岡法務局支部 31400179 法務省共済組合 佐賀地方法務局支部 31410053 法務省共済組合 長崎地方法務局支部 31420094 法務省共済組合 大分地方法務局支部 31440076 法務省共済組合 熊本地方法務局支部 31430069 法務省共済組合 鹿児島地方法務局支部 31460058 法務省共済組合 宮崎地方法務局支部 31450059 法務省共済組合 那覇地方法務局支部 31470032	統合	法務省共済組合 法務局福岡支部 31400179	H29年4月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。